

馬の検査体制が変わります！

これまで馬伝染性貧血は定期検査として毎年実施してきましたが、全国的な清浄化の状況を踏まえ、山梨県では平成27年度から **5年に1回**の検査体制となります。

馬伝染性貧血検査の変更点

	平成26年度まで	平成27年度から
検査間隔	毎年	5年に1回
対象市町村	管内全域	家保長が指定した市町村（下表）
検査日	家保長が指定した日	
対象馬	生後180日以上の子馬（原則として肥育馬を除く）	

年度	27	28	29	30	31
対象市町村	富士吉田市 甲州市 都留市 山梨市 大月市 笛吹市 上野原市		西桂町 市川三郷町 富士河口湖町 山中湖村 忍野村 道志村 小菅村 丹波山村		鳴沢村

定期検査以外で検査が必要な場合は？

馬の移動などで **定期検査以外に検査が必要な場合は、随時対応します**ので、東部家畜保健衛生所までご連絡ください。

山梨県東部家畜保健衛生所

電話 055-262-3166 FAX 055-262-3108

夜間・土日・休日 090-5544-7868 または 090-5535-8005